

お客様各位

旅行企画・実施 観光庁長官登録旅行業第155号

沖縄ツーリスト株式会社

沖縄県那覇市松尾 1-2-3

ご旅行条件書（国内募集型企画旅行）

（本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。）

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、沖縄ツーリスト株式会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、ホームページ、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）又は旅行クーポン及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- 当社又は当社の受託営業所（以下「当社ら」といいます。）にて所定の申込用紙に必要事項を記入の上、ホームページ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

- 【1】当社らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込を受けすることができます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みがなかったものとして取り扱います。

- 【2】ネットで予約・店舗でお支払いをする場合には、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して2日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。

- 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込書と申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申込みの場合は、申込書の提出と申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるとときは、第25項(3)の定めにより契約が成立します。
- 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。

- 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

- 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

- お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくことがあります（以下、この状態のことを「ウェイティング」といいます。）。この場合、お客様をウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当社らは申込書の提出及び申込金と同額を預かり金として申し受けます（ウェイティングの登録は予約完了を保証するものではありません）。ただし、「当社らが予約となった旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができないかった場合」は、当社らは該預かり金を全額戻しします。

- 本項(8)の場合、ウェイティングコースの契約は、当社らが、予約可能となつた旨の通知を行ったときに契約成立となり、当該預かり金を申込金として取り扱います。

4. お申し込み条件

- 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- お客様が暴力団、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- お客様が、当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- 慢性疾患をおもの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障がいをおもの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能なかつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者／同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧

めである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

いたします。

- スキーや目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社らがあらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそれが極めて大きいとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社らの関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるそれが極めて大きいとき。

- 当社らは本項(2)の【1】により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の【2】により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお客様に通知いたします。

- 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

- 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けたかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ、パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に貴に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。たしかこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社らに提出していただきます。この際、交替に要する手数料として1万円いただきます（既に航空券を発行している場合、別途再発券にかかる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはホームページ、パンフレットに記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

- 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。

- 契約成立後、第26項に規定する個人情報の利用目的に同意いただけないことを理由にお取消になる場合も、所定の取消料をお支払いいただきます。

- 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

- お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中的一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を收受します。

15. 旅行開始前の解除

1) お客様の解除権

- お客様はホームページ、パンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込んだ店の営業時間内にお受けします。

- お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第24項の表左欄に掲げるもののその他の重要なものである場合に限ります。

- 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

- 当社らがお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表又は旅行クーポンを同項に規定する日までに渡ししなかったとき。

- 当社らの責に帰すべき事由により、ホームページ、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

- 当社らは本項(1)の【1】により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払い戻しいたします。取消料が申込金で賄えない時は、その差額を申し受けます。また本項(1)の【2】により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

2) 当社らの解除権

- お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社らは旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の【1】に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

- 次の項目に該当する場合は旅行契約を解除することができます。

- お客様が第4項の(3)までのいずれかに該当する事が判明したとき。

- お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないとい認められたとき。

- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるものがあるとき。

- お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

- お客様の人がホームページ、パンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前にあたる日より前（日帰り旅行は3日前にあたる日より前）に旅行中止のご通知を

17. 旅行代金の払い戻し

- 当社は、「第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ、パンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

- 本項(1)の規定は、「第20項（当社の責任）又は第22項（お客様の責任）」で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権行使することを妨げるものではありません。

- お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申し出ください。

- クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

18. 当社の指示

- お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動してくださいとときは自由行動期間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従って頂きます。

19. 添乗員

- 添乗員同行
表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といいます。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

- 現地添乗員同行
表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。

- 現地係員案内
表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。

- 個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。添乗員等が同行しないご旅行は、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるた

